

京都市消防局訓令乙第6号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程を次のように定める。

平成29年3月6日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

京都市消防局高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 高度情報化推進のための体制（第4条～第15条）
- 第3章 情報システムの適正な利用（第16条～第18条）
- 第4章 情報セキュリティの確保（第19条～第22条）
- 第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、京都市消防局（以下「消防局」という。）の事務の高度な情報化の推進（以下「高度情報化推進」という。）を図るため、情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、ソフトウェア、記録媒体及びネットワーク（電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための設備をいう。）の集合体であって、情報の処理を一体的に行うよう構成されたものをいう。
- (2) 電子情報 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録された情報のうち、電子計算機

で取り扱うものをいう。

- (3) 入出力帳票 電子計算機処理（京都市個人情報保護条例第2条第4号に規定する電子計算機処理をいう。以下同じ。）を行うための情報が記録された帳票及び電子計算機処理により出力される帳票をいう。
- (4) 情報資産 情報システム, 電子情報, 入出力帳票並びに情報システムに係る設計書, 仕様書その他情報システムの企画, 調達, 開発, 運用, 管理及び評価を行うために必要な書類をいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報資産が次のいずれにも該当する状態（機密を要しない情報資産にあつては, イ及びウのいずれにも該当する状態）をいう。
 - ア 機密が保持されている状態
 - イ 破壊, 改ざん, 不正な消去その他の事故のない状態
 - ウ 必要があるときに利用することができる状態
- (6) 所属等 所属及び消防分署をいう。
- (7) 所属長等 所属等の長（課を置かない部にあつては庶務を担当する課長）をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は, 情報システムを利用するに当たっては, 法令を遵守するとともに, 情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

第2章 高度情報化推進のための体制

（会議の開催）

第4条 消防局長は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 関係職員を招集して, 高度情報化推進のための会議を開催するものとする。

- (1) 消防局の事務の高度情報化推進に係る計画を策定する必要があるとき。
- (2) 情報システムの適正な利用及び情報セキュリティの確保について, 総合的な調整を行う必要があるとき。
- (3) その他高度情報化推進に関し, 消防局長が必要があると認めるとき。

（最高高度情報化推進責任者）

第5条 消防局に, 最高高度情報化推進責任者を置く。

- 2 最高高度情報化推進責任者は, 総務部長をもって充てる。
- 3 最高高度情報化推進責任者は, 消防局の高度情報化推進に係る事務の責任者として, 次に掲げる事務を統括する。

(1) 高度情報化推進に関する企画及び会議への提案

(2) 高度情報化推進状況に対する評価

(3) 高度情報化推進に係る連絡調整

(最高情報セキュリティ責任者)

第6条 消防局に、最高情報セキュリティ責任者を置く。

2 最高情報セキュリティ責任者は、最高高度情報化推進責任者が兼務する。

3 最高情報セキュリティ責任者は、消防局の情報資産の管理及び情報セキュリティの確保に係る事務の責任者として、次に掲げる事務を統括する。

(1) 情報セキュリティの確保に関する企画及び会議への提案

(2) 情報セキュリティを確保するための対策の推進

(3) 情報セキュリティの確保に関する職員研修及び啓発

(4) 情報セキュリティの確保に関する情報収集

(5) 情報セキュリティの侵害時における緊急措置及び被害拡大の防止、復旧、再発防止措置

(情報セキュリティ監理者)

第7条 消防局に、情報セキュリティ監理者（以下「監理者」という。）を置く。

2 監理者は、監察監をもって充てる。

3 監理者は、情報セキュリティを確保するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）の推進の状況を継続的に監理し、必要があると認めるときは、最高情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じるよう勧告する。

(高度情報化推進統括者)

第8条 消防局に、最高高度情報化推進責任者を補佐するため、高度情報化推進統括者（以下「推進統括者」という。）を置く。

2 推進統括者は安全救急部長をもって充てる。

3 推進統括者は、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 高度情報化推進に係る施策及び意見の調整並びに当該施策の実施に関すること。

(2) 情報システムの適正な利用に関すること。

(情報セキュリティ統括者)

第9条 消防局に、最高情報セキュリティ責任者を補佐するため、情報セキュリティ統括者を置く。

2 情報セキュリティ統括者は、推進統括者が兼務する。

3 情報セキュリティ統括者は、情報セキュリティ対策に関する事務を掌理する。

(情報システム管理責任者)

第10条 消防局に、情報システム管理責任者を置く。

2 情報システム管理責任者は、安全救急部情報通信課長(以下「情報通信課長」という。)をもって充てる。

3 情報システム管理責任者は、情報システムに関する事務について、推進統括者を補佐する。

(情報セキュリティ管理責任者)

第11条 消防局に、情報セキュリティ管理責任者を置く。

2 情報セキュリティ管理責任者は、情報システム管理責任者が兼務する。

3 情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティ対策に関する事務について、情報セキュリティ統括者を補佐する。

(情報システム管理者)

第12条 情報システムの構築及び管理に係る業務を主管する所属等(以下「システム主管所属等」という。)に情報システム管理者を置く。

2 情報システム管理者は、システム主管所属等の所属長等をもって充てる。

3 情報システム管理者は、主管する情報システムの安定的な運用及び管理に努め、情報セキュリティを確保するために必要な措置を採らなければならない。

(情報セキュリティ管理者)

第13条 所属等に情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、所属長等をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティを確保するため、これに必要な措置を講じるとともに、所属等の職員を指導しなければならない。

(情報化推進支援員)

第14条 所属等に情報化推進支援員を置く。

2 情報化推進支援員は、所属等の職員の中から情報セキュリティ管理者が指名する。

3 情報化推進支援員は、所属等における情報セキュリティ対策に関する事務について、

情報セキュリティ管理者を補佐する。

(緊急時即応体制)

第15条 情報資産に対する情報セキュリティの侵害事案に迅速かつ適切に対応するため、情報通信課に、緊急時に即応できる体制（以下「緊急時即応体制」という。）を構築する。

2 情報セキュリティ統括者は、緊急時即応体制の責任者として、情報セキュリティの侵害事案に対して、被害の最小化又は未然防止のために必要な措置を採らなければならない。

3 情報セキュリティ管理責任者は、緊急時即応体制における統一的な窓口として、情報セキュリティの侵害事案に関して庁内外の関係者との連絡及び調整を行う。

第3章 情報システムの適正な利用

(情報システム利用指針の策定)

第16条 統括推進者は、情報システムを効果的かつ効率的に利用するため、情報システムの適正な利用に係る指針（以下「情報システム利用指針」という。）を策定しなければならない。

(推進統括者の指導等)

第17条 推進統括者は、情報システム管理者及び所属長等に対し、情報システムを適正に利用するために必要な指導又は助言を行うものとする。

2 情報システム管理者及び所属長等は、前項の指導又は助言を受けたときは、情報システムの見直しその他の必要な措置を採るよう努めなければならない。

(情報システムの運用等に係る報告)

第18条 情報システム管理責任者は、必要があると認めるときは、情報システム管理者に対し、情報システムの運用及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 情報システム管理者は、情報システム利用指針に基づき、主管する情報システムの適正性について評価を行うとともに、その結果を情報システム管理責任者に報告しなければならない。

3 情報システム管理責任者は、前2項の報告を取りまとめ、これに意見を付して、推進統括者及び最高高度情報化推進責任者に報告しなければならない。

第4章 情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第19条 情報セキュリティ統括者は、消防局が保有する情報資産を適切に管理し、情報資産の破壊、改ざん、不正な消去その他情報資産に係る事故（以下「事故」という。）を防止するため、電子情報を保護するための対策その他の情報セキュリティ対策に関する基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）を策定しなければならない。
（事故発生時の対応）

第20条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者（以下「情報セキュリティ管理者等」という。）は、事故が発生したときは、直ちにその状況を調査するとともに、その事故の内容を情報セキュリティ管理責任者に報告しなければならない。

2 情報セキュリティ管理責任者は、前項の報告を受けたときは、情報セキュリティ管理者等に対し、必要な指示をするとともに、軽易な事故を除き、直ちに情報セキュリティ統括者に報告しなければならない。

3 情報セキュリティ統括者は、前項の報告を受けた時は、情報セキュリティ管理責任者に対し、事故の再発を防止するために必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

4 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者に対し、前項の指示及び対応の結果を報告しなければならない。

（実施状況の監査）

第21条 情報セキュリティ統括者は、所属等における情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を定期的に行わなければならない。

2 情報セキュリティ統括者は、最高情報セキュリティ責任者に対し、前項の監査の結果を報告しなければならない。

（情報セキュリティ対策基準の見直し）

第22条 情報セキュリティ統括者は、情報セキュリティ対策の実施状況、情報通信技術の進歩その他の社会情勢の変化を踏まえ必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準の見直しを行わなければならない。

第5章 雑則

（補則）

第23条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年3月6日から施行する。

（消防局安全救急部情報通信課）